

# 北海道農業経営基盤強化促進基本方針(素案)について

## 1 農業経営基盤強化促進基本方針の趣旨・概要

- 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）は、効率的かつ安定的な農業経営（以下、「担い手等」という。）を育成するため、育成すべき担い手等の目標を明らかにし、その目標に向けて経営改善する者に対する農用地の利用の集積、経営管理の合理化など、農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じるもの。
- 道は、法に基づき、おおむね 5 年ごとにその後の 10 年間を見通し策定する「基本方針」において、担い手等が目標とすべき年間の所得水準や労働時間、また、これらの目標を達成し得る農業経営の基本的指標などと併せ、こうした担い手の育成・確保に向け、担い手への農用地の利用集積に関する目標や、新規就農者数の確保目標などを設定。
- なお、道の基本方針は、市町村が定める「基本構想」を策定する際の指針としての性格も持ち合わせている。

## 2 現行計画の点検・検証

- 本道農業が持続的に発展していくためには、多様な担い手の確保とともに、担い手への農地の集積・集約化を進め、生産基盤である農地を確保していくことが重要。
- これまで、道では、就農相談や技術指導などの新規就農対策をはじめ、農業経営の法人化や、担い手の規模拡大に向けて農地の集積・集約化などの施策を推進。
- 新規就農者数については、減少傾向にあるが、法人数及び担い手への農地集積率は、着実に増加。

	前回見直し時	現況(直近)	目標
新規就農者数（人/年）	454 (R1)	407 (R5)	670 (R12)
農業法人数（経営体）	3,605 (R1)	4,122 (R6)	5,500 (R12)
担い手への農地集積率(%)	91.5 (R1)	92.5 (R6)	95 (R12)

### ○ 地域意見交換会での主な意見

- ・ 農業所得については、魅力ある数値としてはどうか
- ・ 農業所得については、物価高や賃金が上昇の情勢を踏まえ、金額を上げてはどうか
- ・ 労働時間の削減は現実的に厳しい、酪農では現実的ではない
- ・ 規模拡大により農地が分散しており、担い手への農地の集積・集約化が必要
- ・ 当町は家族経営が多いが、今後は、家族だけではなく法人化が必要

### 3 新たな計画のポイント

#### (1) 基本的な考え方・フレーム 等

- 基本的なフレーム（法に基づく記述事項）の変更は行わない。

農業経営基盤強化法に基づき記述する事項	概要
1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向	取組の基本的な考え方、目標とすべき所得水準・労働時間、人材の育成・確保等
2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標	育成すべき農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法等に関する指標（営農類型）
3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標	青年等が目標とすべき農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法等に関する指標（営農類型）
4 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項	農業を担う者の確保・育成の考え方、農業経営・就農支援センターの体制等、関係機関の役割分担等
5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標等	地域の農用地に占める、育成すべき農業経営へ集積すべき農用地の割合の目標
6 農業経営基盤強化促進事業等の実施に関する事項	農業経営基盤強化促進事業や、農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

#### (2) 具体的な施策・目標値 等

- 見直した目標数値

	目標(R12)	現況(直近)	目標(R17)
目標農業所得（万円）	おおむね 500	501.9	おおむね 520
目標労働時間（時間）	1,700～2,000	1,654.8	1,700～2,000
新規就農者数（人/年）	670	407	480
農業法人数（経営体）	5,500	4,122	5,600
担い手への農地集積率(%)	95.0	92.5	95.0

注) 現況（直近）の数値は、所得及び労働時間は国の統計調査を活用し算出、

新規就農者数、農業法人数、農地集積率は、道農政部調べ

# 北海道農業経営基盤強化促進

## 基本方針

(素案)

令和8年(2026年) 月

北海道

# 目 次

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向	・・・・・
1 北海道農業の現状	・・・・・
(1) 特徴	・・・・・
(2) 構造	・・・・・
ア 農業経営体数	・・・・・
イ 就業構造	・・・・・
ウ 離農農家と新規就農者	・・・・・
エ 認定農業者及び認定新規就農者	・・・・・
オ 農地所有適格法人	・・・・・
カ 耕地面積と農地の流動化等	・・・・・
(3) 取り巻く情勢	・・・・・
2 農業経営基盤の強化の促進に関する取組方向	・・・・・
(1) 基本的な考え方	・・・・・
(2) 効率的かつ安定的な農業経営が目標とすべき所得水準及び労働時間	・・・・
(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき所得水準及び労働時間	・・・・
(4) 効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保	・・・・・
ア 認定農業者制度の活用	・・・・・
イ 農業経営の法人化の推進	・・・・・
ウ 集落営農の組織化・法人化の推進	・・・・・
エ 新規就農者の育成・確保	・・・・・
オ 労働力不足への対応	・・・・・
カ 女性農業者が活躍できる環境づくり	・・・・・
(5) 農用地の利用集積と集約化	・・・・・
(6) 多様な農業経営の育成・確保	・・・・・
(7) 営農支援体制の整備	・・・・・
(8) 地域別の取組	・・・・・
ア 稲作を主体とする地域	・・・・・
イ 畑作を主体とする地域	・・・・・
ウ 酪農・畜産を主体とする地域	・・・・・
第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標	・・・・・
第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標	・

第4 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備 その他支援の実施に関する事項	・・・・・
1 農業を担う者の確保及び育成の考え方	・・・・・
2 農業経営・就農支援センターの体制及び運営方針	・・・・・
(1) 北海道（支援センター）	・・・・・
(2) 農業公社	・・・・・
3 北海道が主体的に行う取組	・・・・・
4 関係機関の連携・役割分担の考え方	・・・・・
(1) 支援体制の整備	・・・・・
(2) 北海道認定就農者総合融資制度	・・・・・
(3) 認定新規就農者等への指導及び農業経営改善計画作成への誘導	・・・・・
5 就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための 情報収集・相互提供	・・・・・
(1) 情報収集・提供	・・・・・
(2) 相談対応及びマッチング	・・・・・
(3) フォローアップ	・・・・・
第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標	・・・・・
第6 農業経営基盤強化促進事業等の実施に関する事項	・・・・・
1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項	・・・・・
(1) 地域計画推進事業に関する事項	・・・・・
(2) 農用地利用改善事業に関する事項	・・・・・
(3) その他の農業経営基盤強化促進事業に関する事項	・・・・・
(4) 生産基盤の整備との連携	・・・・・
2 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項	・・・・・

この北海道農業経営基盤強化促進基本方針は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第5条第1項及び同法施行令（昭和55年政令第219号）第1条の規定に基づき定めたものである。

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

### 1 北海道農業の現状

#### (1) 特徴

本道の農業・農村は、寒冷・多雪で冬季の期間が長いなどの厳しい気象条件の下、先人のたゆみない努力により、欧米の近代的な農業技術の導入や火山灰、泥炭等の特殊土壌の改良等が進められ、今日では、生産性の高い農業を展開する我が国最大の食料供給地域となっている。

本道の経営耕地のある農業経営体の1経営体当たりの経営耕地面積は、令和6年（2024年）には34.1haと都府県の2.5haに比べ13.6倍の規模となっているほか、1戸当たりの乳用牛飼養頭数は都府県の2.2倍、肉用牛飼養頭数は4.3倍となっている。

また、個人経営体では、令和6年（2024年）の基幹的農業従事者に占める65歳未満の割合が51.5%と、都府県の26.8%を大幅に上回っており、さらに、農業所得が主で、自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる主業経営体の割合が74.4%と都府県の19.3%に比べ極めて高くなっている、本道では恵まれた土地資源を活かし、専業的で大規模な経営体を主体とする農業が展開されている。

#### (2) 構造

##### ア 農業経営体数

本道の農業経営体数は年々減少を続け、令和6年（2024年）は3万1,200経営体と、令和2年（2020年）に比べ3,713経営体減少（▲10.6%）した。

個人経営体における主副業別では、主業経営体は1万9,800経営体と、同2,110経営体減少（▲9.6%）、準主業・副業的経営体は、6,800経営体と、同1,856経営体減少（▲21.4%）している。

##### イ 就業構造

個人経営体において主に自営農業に従事している基幹的農業従事者数は、令和6年（2024年）では6万5,200人と、令和2年（2020年）に比べ5,443人減少（▲7.7%）しており、平均年齢は59.6歳で、令和2年（2020年）に比べ1.1歳上昇している。

##### ウ 離農農家と新規就農者

離農農家数は、令和元年以降、年間500戸台で推移していたが、令和4年（2022年）から600戸台に増加し、令和5年（2023年）は678戸となっている。

また、毎年の離農農家の保有農地面積は、令和4年（2022年）から1万haを超え、令和5年（2023年）は13,648haとなっているが、その77%が年内に処分されている。

一方、新規就農者数については、ここ数年は400人台となっており、令和6年（2024年）は○○人となっている。内訳をみると、新規学卒就農者○○人、Uターン就農者○○人、農外からの新規参入者○○人となり、新規学卒及びUターンの親元就農が減少傾向となっている。

##### エ 認定農業者及び認定新規就農者

認定農業者数（農業経営改善計画認定数）は、高齢化の進行や後継者の不在などによる離農、複数戸法人の設立などに伴い、近年減少傾向で推移しており、令和6年（2024年）は26,973経営体と、前年より526経営体の減少（▲2.0%）となっている。

一方、令和6年（2024年）の認定新規就農者数（青年等就農計画認定数）は533経営体で、うち法人と夫婦等の共同申請を除いた18歳以上45歳未満の青年は、326経営体となっている。

#### 才 農地所有適格法人

農地所有適格法人数は、令和6年（2024年）で4,122法人と、令和元年（2019年）に比べ517法人増加（14.3%）している。組織形態別では、特例有限会社や株式会社等の会社形態が約9割以上（3,935法人）を占めるが、残りは農事組合法人の形態となっている。経営形態別では、軽種馬、酪農、肉用牛等の畜産経営が全体の約4割強（1,734法人）を占めている。

また、農外企業等が農業参入を目的に設立した農地所有適格法人数は253法人で、農地所有適格法人数に占める割合は6.1%となっている。これらの関連企業数は317社であり、業種別でみると建設・運輸業が26.5%、食料品製造・販売業が21.8%となっており、営農類型別では畜産への参入が最も多く、3割を超えていている。

#### 力 耕地面積と農地の流動化等

本道の耕地面積は、農地転用等によるかい廃面積が草地開発等による耕地の拡張面積を上回って推移していることから減少傾向にあり、令和6年（2024年）には113万8千haと、令和元年（2019年）と比べ6千ha減少（▲0.5%）している。

また、農地法及び農業経営基盤強化促進法に基づく農地及び採草放牧地の権利移動は、令和4年（2022年）では1万5,697件、9万6,921haとなっている。

このうち、売買と賃貸借による権利移動は6万9,327haで、平成30年（2018年）に比べ、2,792haの増加（4.2%）となっている。売買と賃貸借の比率をみると、賃貸借が売買を上回り、売買が32.9%、賃貸借が67.1%となっている。

耕地面積のうち認定農業者等の担い手（認定農業者（特定農業法人を含む。）、認定新規就農者、市町村農業経営基盤強化促進基本構想の水準到達者及び集落営農経営）に集積された面積は、令和6年度（2024年度）では105万2千haとなり、耕地面積に占める割合は92.5%となっている。

耕作放棄地については、農業従事者の高齢化の進行や後継者の不足等に伴い、生産性の低い農地や作業効率が悪い農地等を中心に、今後、増加する懸念がある。

荒廃農地の発生・解消状況に関する調査によると、道内では令和5年（2023年）の荒廃農地面積は1,109haで、このうち再生利用が可能な荒廃農地は638haとなっている。

#### （3）取り巻く情勢

近年、世界的な人口増加による食料需要の増大に加え、不安定な国際情勢や地球規模の気候変動などを背景に、食料の安定供給への懸念が高まる中、国は、令和6年（2024年）、四半世紀ぶりに食料・農業・農村基本法を改正し、食料安全保障の

確保を基本理念の一つとして位置づけた。

法改正に伴い、令和7年（2025年）4月に決定された国新たな食料・農業・農村基本計画では、北海道が「主要穀物などの主産地」と明記され、食料自給率が200%を超え、国内の食料生産の4分の1を担う、我が国の食料供給地域である本道が果たしていく役割が、ますます大きくなっている。

一方で、本道農業は、人口減少に伴う農業者の減少や高齢化、生産資材価格の高止まり、気候変動に対応した栽培技術の導入、さらには高病原性鳥インフルエンザをはじめとした海外悪性伝染病の発生など、様々な課題や環境変化に直面しており、これらに的確に対応していくことが求められている。

また、持続可能な開発目標（SDGs）が平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択され、令和12年（2030年）までの国際目標である持続可能な農業生産の推進や女性農業者の活躍がこれまで以上に重要となっている。

## 2 農業経営基盤の強化の促進に関する取組方向

### （1）基本的な考え方

道では、本道の農業・農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定した、「第7期北海道農業・農村振興推進計画」において、（作成中）

### （2）効率的かつ安定的な農業経営が目標とすべき所得水準及び労働時間

農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとするため、主たる従事者が他産業従事者と遜色のない生涯所得を実現し得る年間農業所得を確保するとともに、他産業従事者並みの年間労働時間の水準を達成し得る効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に努める。

なお、目標とすべき所得水準及び労働時間は次のとおりとする。

目標とすべき年間農業所得	主たる従事者※ 1人当たりおおむね520万円
目標とすべき年間労働時間	主たる従事者※ 1人当たり1,700～2,000時間程度

※「主たる従事者」とは、農業経営において主体的な役割を担う者であり、業務内容や経営への関与状況を踏まえ、耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有することが明らかな者（家族経営においては代表者等、法人経営においては経営者や役員）のこと。

### （3）新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき所得水準及び労働時間

自ら農業経営を開始しようとする青年等（法人の場合にあっては主たる従事者の経営開始5年後における所得水準及び労働時間は、（2）に定める水準をおおむね達成することを目標とする。

ただし、このうち農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあっては、経営が安定するまで時間を要することから、経営開始5年後の所得水準は、おおむね5割の達成を目標とする。

### （4）効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保

#### ア 認定農業者制度の活用

効率的かつ安定的な農業経営の改善を促進するため、認定農業者制度を活用し、農業経営改善計画の作成指導や認定後の農業経営改善計画達成に向けた市町村や

農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センターなど地域の関係機関・団体による指導・助言、女性や若い世代、高齢者の能力を活かすための夫婦・親子間の農業経営改善計画の共同申請を推進する。

また、認定農業者等の担い手が主体性と創意工夫を發揮しながら経営発展できるよう、担い手への農用地の利用集積・集約化やスマート農業技術の導入推進、経営所得安定対策、低利融資制度など各種支援施策の活用を支援する。

#### イ 農業経営の法人化の推進

農業経営の法人化は、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、地域の農地や優れた技術の円滑な継承など経営安定・発展の効果が期待されることから、税理士等の専門家や先進的な農業者による指導等を通じ、法人化のメリットや手続、財務・労務管理に関する情報やノウハウ等の普及啓発によって、農業経営の法人化を推進するとともに、民間企業等の経営力や資本力を活かした地域の農業者・関係者との有機的な取組を推進する。

なお、令和 17 年度（2035 年度）における農業法人数の目標を 5,600 経営体とする。

#### ウ 集落営農の組織化・法人化の推進

経営規模が小さな水田地帯や、農業従事者の高齢化、担い手不足が深刻化し、地域農業を担う個人経営や法人経営の育成・確保が当面難しい地域においては、農用地利用改善団体等と連携して、地域の将来像についての話し合い活動を重ね、担い手を明確化し、農用地の利用集積・集約化の方向を定める取組を推進することにより、集落営農の組織化及び将来的な集落営農の法人化を推進する。

#### エ 新規就農者の育成・確保

出前授業や現地研修など、学校教育の場における農業への理解の醸成と関心の喚起に向けた取組を推進するほか、雇用就農を含めた就農促進に向けた情報提供や相談活動を推進し、意欲と能力のある担い手の育成・確保を図っていく。

また、優れた経営感覚を身につけ、就農後における早期の経営安定を図るため、農業大学校等における実践的な研修教育や農業改良普及センターによる技術・経営指導、指導農業士等との連携など地域の研修体制の充実・強化等により、就農から経営安定までの総合的な支援や地域の受入体制づくりを推進する。

就農希望者の経営に必要な農地や機械等の確保及び初期投資等による負担軽減のため、各種支援策の活用を推進する。

親子間や第三者への経営継承、法人経営の構成員の世代交代など、次の世代の担い手へ地域の農地や優れた技術を円滑に継承する取組を推進する。

本道の農業生産の維持・拡大を図るため、毎年、480 人の新規就農者の育成・確保に努める。

#### オ 労働力不足への対応

農業従事者の減少や農業従事者の高齢化などによる慢性的な労働力不足に対応するため、地域の潜在的な人材や外国人材などの多様な人材の確保と、障がい者の社会参画と農業経営の発展の双方を実現する「農福連携」により、雇用労働力の安定的な確保に向けた取組を推進する。

また、ロボット技術やＩＣＴの活用等、近年の進歩が著しく、構造的問題などの解決が期待されるスマート農業などの省力化生産技術、労働力不足に対応した生産技術等を積極的に推進する。

#### **カ 女性農業者が活躍できる環境づくり**

農業・農村の活性化につながる女性の経営・社会参画を促進するため、女性農業者の経営管理や生産技術等の向上、若い世代の女性農業者のネットワーク強化やグループ活動の活性化等により、女性農業者が活躍できる環境づくりを進め、持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の目標の一つである男女平等参画や女性の活躍を推進する。

#### **(5) 農用地の利用集積と集約化**

「地域計画※」の策定及び実現に向けて、地域計画推進事業、農用地利用改善事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構の特例事業等の農地流動化施策を推進し、効率的かつ安定的な農業経営への計画的な農用地の利用集積・集約化を促進する。

※地域計画は、これまでの人・農地プランを基礎として、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）

第19条の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したもの。

#### **(6) 多様な農業経営の育成・確保**

高収益作目やクリーン・有機農業の導入による農業経営の複合化や、農畜産物の加工や直接販売、ファームインといった6次産業化による多角化など、自らの創意工夫を活かした多様な農業経営の育成・確保を図る。

#### **(7) 営農支援組織の育成・強化**

生産性の向上や労働負担の軽減など、地域で経営体を支える営農支援組織の育成・強化と安定的な運営を図るため、スマート農業技術の導入による作業の効率化やオペレーターなどの人材確保に向けた取組を推進する。

#### **(8) 地域別の取組**

##### **ア 稲作を主体とする地域**

（作成中）

##### **イ 畑作を主体とする地域**

（作成中）

##### **ウ 酪農・畜産を主体とする地域**

（作成中）

## 第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

第1の2の(2)に示した目標を達成しうる効率的かつ安定的な農業経営の指標として、道内の先進的な経営事例をもとに、現在開発されている技術によって実現可能な営農類型を例示すると次のとおりである。

(営農類型 作成中)

## 第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第1の2の(3)に示した目標を達成しうる青年等が目標とすべき農業経営の指標は、第2に定めるものと同様である。

ただし、農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあっては、指標を例示すると次のとおりである。

(営農類型 作成中)

## 第4 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

### 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

我が国最大の食料供給地域である本道の農業・農村が、国民の食を支え、地域と所得を支えるために、幅広い人材の確保・定着に力を入れ、多様な担い手と人材が活躍できる農業・農村を築き上げていく必要がある。

このため、本基本方針第1の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向」に即し、家族経営をはじめ複数戸による法人化、地域をリードする女性農業者、民間企業の農業参入や農業関係者との連携などによる「多様な担い手」の育成を図るとともに、次世代の農業を担う人材を確保するため、就農に向けた研修教育を推進し、就農希望者については、円滑かつ確実に就農し早期に農業経営が確立できるよう、地域の幅広い関係者が連携して就農準備段階から経営開始後まで一貫して支援する地域の受入体制を充実させる。

さらに、担い手への農地の集積・集約化が進む一方、労働力の確保が課題となっており、営農支援組織や農業団体など地域で経営体を支える組織の育成・強化を図るとともに、担い手を支える雇用人材の役割や期待がこれまで以上に高まっていることを踏まえ、他産業と遜色のない働きやすい環境づくりを行い、多様な人材の受入を推進する。

### 2 農業経営・就農支援センターの体制及び運営方針

北海道は、農業経営基盤強化促進法第11条の11の規程に基づき、北海道農業経営・就農支援センター（以下、「支援センター」という。）を設置し、公益財団法人北海道農業公社（以下、「農業公社」という。）を支援センターの業務を行う拠点として位置付け、次のとおり業務を推進することとする。

#### (1) 北海道

農業を担う者の育成・確保に関する総合的な企画調整を行う。

## (2) 農業公社

農業公社は、支援センターの業務を行う拠点として次の業務を行う。このうち、経営支援業務は北海道農業経営相談所、就農支援業務は北海道農業担い手育成センター（以下、「担い手センター」という。）が行い、それぞれ情報発信等を行うとともに、両業務の結びつきを強め、関係機関と連携することにより、就農から定着、経営発展までの一貫した支援を行う。

### ア 経営支援

経営管理の合理化等の農業経営の改善、農業経営の計画的な継承、農業経営の法人化及び委託を受けて農作業を行う組織の設立等に関する相談対応と専門家の派遣を行う。

### イ 就農支援

新たに農業経営の開始又は農業への就業をしようとする者（以下、「就農等希望者」という。）などの農業を担う者及びその他関係者からの相談対応、必要となる情報の提供、希望に応じた就農先の紹介・調整を行う。

### ウ 情報発信等

上記ア及びイに係る情報発信及び広報活動を行う。

## 3 北海道が主体的に行う取組

北海道は、農業を担う者の育成・確保に向け、研修教育の充実や多様な人材の受入の推進、支援センターと関係機関・団体との連携など総合的な企画調整を行う。

農業改良普及センターは、認定新規就農者等を指導の重点対象と位置づけ、後述の地域担い手育成センター（以下、「地域センター」という。）等と協力しながら、研修期間及び就農後を通して生産技術や経営技術の指導を行うとともに、受入農家への助言及び指導に努める。

農業大学校は、実践的研修教育を通じ、認定新規就農者等の生産技術や経営技術の習得を支援する。

## 4 関係機関の連携・役割分担の考え方

### (1) 関係機関の連携・役割分担

農業を担う者の育成・確保に向け、支援センターが中心となり、関係機関・団体が連携して本道における取組を推進するとともに、地域においては、市町村、農業委員会、農業協同組合又はこれらの機関及び団体等から構成される機関及び団体のいずれかを地域センターとして定め、地域における取組を総合的に推進する。

一般社団法人北海道農業会議（以下、「農業会議」という。）は、就農希望者の農地取得やあっせんなど農業委員会の活動に対して、助言・支援を行う。

融資機関は、市町村等と密接な連携を取りながら、認定新規就農者等に対し資金情報の提供や資金利用に関する助言・指導に努め、的確かつ円滑な融資を推進する。

### (2) 北海道認定就農者総合融資制度

認定新規就農者の円滑な就農のためには、青年等就農資金のほか農業近代化資金及び経営体育成強化資金の総合的な利用を図ることが重要であることから、別に定める「北海道認定就農者総合融資制度取扱要領」により、当該資金の貸付機関その

他関係機関が連絡調整を行うとともに、事業計画書の審査やこれら資金の借入れから借入後にわたる助言・指導を行う。

### （3）認定新規就農者等への指導及び農業経営改善計画作成への誘導

認定就農者等の経営発展を図るため、市町村や農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センターなど地域の関係機関・団体が技術や経営指導等についての指導・助言を行うとともに、青年等就農計画の期間を了する者については、更なる経営向上に向けて農業経営改善計画を作成できるよう計画的に誘導する。

## 5 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

農業公社（担い手センター）と地域センターは、次のとおり就農等希望者が必要とする情報収集・提供、相談対応、マッチング等を行う。

### （1）情報収集・提供

地域センターは、区域内における作付品目ごとの就農受入体制、研修内容、就農後の生活や収入のイメージ、経営の移譲を希望する農業者など就農等希望者が必要とする情報を整理し、担い手センターに提供する。担い手センターは、地域センターから提供された情報について、ホームページや就農イベント等を通じて就農等希望者にわかりやすく提供する。

### （2）相談対応及びマッチング

担い手センターは、就農等希望者の要望に応じ、必要とする情報を提供するとともに、相談対応を行い、その結果や雇用人材を求める農業者等からのニーズを踏まえ、希望に添った研修又は就農先が所在する区域の地域センターを紹介する。

地域センターは、担い手センターから紹介を受けた就農等希望者と面談等を行い、受入の可否を決定する。

なお、第三者による経営継承については、担い手センターと地域センターが連携し、移譲希望者と継承希望者とのマッチングを支援する。

### （3）フォローアップ

地域センターは、受入を決定した就農等希望者に対し、関係機関と連携し、受入から定着まで必要となる支援を行う。

担い手センターは、地域センター等と連携し、就農等希望者の研修・就農・定着に向けた助言・指導を行うとともに、研修又は就農先の変更が必要になった場合には、状況に応じて再度マッチングを行う。

## 第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

本道農業の持続的な発展を図っていくためには、効率的かつ安定的な農業経営を営む者を育成・確保するとともに、これらの経営に農用地を利用集積・集約化することが重要であることから、第2に例示するような効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する

る農用地の利用（農作業受託面積を含む。）の集積に関する目標を、次のとおりとする。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する 農用地の利用の集積に関する目標
本道農用地面積の95%程度

農用地の利用集積・集約化に当たっては、農業生産にとって最も基礎的な資源である農用地を維持・確保し、適切な状態で次世代へ引き継ぐため、地域計画の実現に向けて、担い手間の調整や圃場整備等を行い、農地中間管理機構を軸としながら、道、市町村、農業委員会等が一体となって農用地の利用調整に取り組むことで分散錯圃の状況を解消し、担い手への農用地の連担化や団地面積の増加を図るため、農用地利用改善事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構の特例事業など各種の農地流動化施策を活用し、地域計画の実現に向けた利用権の設定等を促進する。

また、規模拡大などに伴う労働力不足に対応するため、農作業受託を促進するとともに、雇用労働力の確保やスマート農業技術の導入による作業効率の向上、労働生産性のさらなる向上に向けた生産基盤の整備、それに伴う換地または交換分合などの農地流動化施策の活用を推進する。

## 第6 農業経営基盤強化促進事業等の実施に関する事項

第5で示す効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を達成するためには、離農者等の農用地を円滑に集積・集約化する取組を加速化していくことが必要である。

このため、北海道、農業会議、北海道農業協同組合中央会、農業公社、北海道土地改良事業団体連合会等の関係機関・団体と連携を図りながら、地域計画推進事業や農用地利用改善事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構の特例事業などを柱とした農業経営基盤の強化を促進するための措置を講ずる。

### 1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

#### （1）地域計画推進事業に関する事項

地域計画推進事業については、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、市町村が地域農業の将来の在り方や将来の農地利用の姿を明確化した地域計画を策定し、その実現に向けて農地中間管理機構を中心とした利用権の設定等を推進する。

なお、地域計画の実現に向けた農用地の利用集積・集約化に当たっては、関係機関・団体が、農業者の意向や労働力、機械装備の状況などに関連する情報を共有するとともに、それぞれの役割分担のもと、必要な他の農地流動化施策を組み合わせるなど、効果的に推進するものとする。

また、農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則（平成26年省令第15号）第14条第2号により市町村、農業協同組合、一般社団法人又は一般財団法人が担い手への農地集積を図る目的で農用地等を買い入れる事業や利用権の設定等と併せて行う新規就農者向けの研修を行う場合には、農地中間管理機構と調整を図り、地域

の実情に応じた適切な役割分担の下に、実施するものとする。

さらに、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図ることが特に必要であると認められる地域においては、地域の実情に応じて、地区内の農用地の受け手を農地中間管理機構に限る地域計画の特例を推進するものとする。

#### （2）農用地利用改善事業に関する事項

農用地利用改善事業については、市町村、農業委員会、農業協同組合等が連携を図りながら、水田地帯を中心に集落組織などを基本とした地権者の集団として設立されている農用地利用改善団体による合意形成を通じ、効率的かつ安定的な農業経営への農用地の利用集積・集約化を進める活動を促進する。

さらに、担い手が不足している地域においては、関係者の合意のもと、地区内の農用地の受け手となり、その有効利用を図る組織経営体として、特定農業法人や集落営農組織としての特定農業団体の設立を推進する。

#### （3）その他の農業経営基盤強化促進事業に関する事項

（1）、（2）の事業のほか、農業経営基盤強化促進法に位置づけられた「委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業」、「農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業」を行う場合には、地域ごとの特性を踏まえて、その地域に適した事業を主体として、重点的かつ効果的に実施する。

#### （4）生産基盤の整備との連携

農地中間管理機構等との連携を図りつつ、農地の大区画化や排水対策などの生産基盤の整備を進め、効率的かつ安定的な農業経営への農用地の利用集積・集約化を一層推進する。

### 2 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 4 条の規定により農地中間管理機構に指定された公社は、農業経営の規模拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、農業経営基盤強化促進法第 7 条に規定する次の事業を行う。

#### （1）農地売買等事業

農用地等を買い入れて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業

#### （2）農地売渡信託等事業

農用地等を売り渡すこととする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の貸付けを行う事業

#### （3）農地所有適格法人出資育成事業

農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項の認定に係る農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農地所有適格法人に対し①の農地売買等事業により買い入れた農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持分又は株式を当該農地所有適格法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割し

て譲渡する事業

**(4) 研修事業**

(1) の農地売買等事業により買い入れた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業